

～介護事業主の方へ～

経験のない介護従事者の雇入れをする事業主を支援します！！

介護未経験者確保等助成金

(介護人材確保職場定着助成金の未経験者対策)

の ご あ ん な い

平成20年度第2次補正予算の成立に
伴い、制度が拡充されました。（印）



介護未経験者確保等助成金は、介護関係業務の未経験者を、雇用保険一般被保険者（短時間労働者を除く。）として雇い入れた場合で、1年以上継続して雇用することが確実であると認められる場合に、事業主への支援として助成する制度です。（平成20年12月1日以降の雇入れが対象です。）

少子高齢化が進む中で、福祉・介護サービスの充実に対するニーズはますます高まっています。このため、新たな人材を確保するために、介護関係業務の経験者だけでなく、経験のない方も積極的に雇い入れ、育成し、定着させていくことが重要となってきます。本助成金は、介護業務の未経験者の確保と定着の促進に取り組む事業主の方を支援する制度です。

助成額

介護関係業務の未経験者を1人につき、6ヶ月間の支給対象期ごとに25万円

（介護参入特定労働者(注)の場合は50万円）を助成

支給は第1期・第2期に分けて行い、助成対象期間（雇入れ日から1年間）に50万円（介護参入特定労働者の場合は100万円）まで受給できます。

(注) 25歳以上40歳未満の方で、過去1年間に雇用保険被保険者でなかった方



厚 生 勞 働 省
都 道 府 県 労 働 局
ハローワーク(公共職業安定所)



対象労働者

以下の項目すべてに当てはまる労働者が対象となります。

介護関係業務の未経験者()であること。(介護関係業務については5頁参照。)

介護関係業務に専ら従事する者として雇い入れること。

雇用保険一般被保険者(ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。)として雇い入れること。

過去1年間に同一の事業主の下で雇用された者でないこと。

資本的及び経済的関連性等からみて独立性を認められない事業主からの雇い入れでないこと。

対象となる「**介護関係業務の未経験者**」とは

たとえば・・・

前職(介護関係以外)を辞職して求職中の方、年長フリーターの方、主婦の方など、
介護関係の資格を取得しているかどうかにかかわらず、これまで雇用契約のもとに介護関係の仕事に
携わったことのない方が対象です。

ただし、満65歳以上の者及び新規学卒者(最終学歴の大学等を卒業した月の翌月から起算して1年を経過しない者)
は除きます。

例えば、登録ヘルパー・派遣労働者として介護業務に従事したことがある方は対象外となります。

介護関係業務の経験のない方を雇い入れ、長期にわたって働いていただくためには、事業主による労働条件の改善や教育訓練の充実などが必要になってきます。これを機に、事業所全体の雇用管理のあり方を見直してみましょう!



介護関係業務の未経験者の雇入れ

福祉・介護サービス

人材の増加

求人充足率の改善

離職率の低下

介護を支える人材の確保

介護サービスの質の向上



個々の介護事業主

職員の確保、業務の負担軽減

労働条件の改善や教育訓練の

実施など、雇用管理の改善

職員全体の定着率アップ

質の良いサービスの提供

助成額

対象労働者1人あたりの助成額は以下のとおりです。

助成対象期間(1年間) の助成額	支給対象期(6ヶ月間) ごとの助成額
50万円まで	第1期25万円、第2期25万円
(介護参入特定労働者の場合) 100万円まで	(介護参入特定労働者の場合) 第1期50万円、第2期50万円

支給額は左表のとおりです。

支給申請は、支給対象期が満了するごとに行なってください。第1期に申請しなかった場合、第2期に申請できますが、第1期については受給できません。

企業規模(雇用する雇用保険被保険者の総数)によって、助成対象となる労働者の数が異なりますのでご注意ください。

助成対象となる労働者の数…対象労働者の雇入れ日において、雇用保険被保険者の総数が200人未満の場合3人まで、200人以上300人未満の場合6人まで、以降100人増加することに3人ずつ加算し、700人以上は20人まで(上限20人)。

支給の対象となる事業主

以下の項目すべてに当てはまる事業主が受給できます。

雇用保険の適用事業主であること。

介護サービスの提供を業として行う介護関連事業主であること（兼業でも可。）。

介護関係業務の未経験者を雇用保険一般被保険者（ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）として雇い入れ、助成対象期間終了後も継続して雇用することが確実であると認められる事業主であること。

「介護労働者雇用管理責任者（ ）」を選任し、周知していること。

雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から支給申請までに、雇用保険被保険者を事業主都合で解雇（勧奨解雇を含む。）していない事業主であること。

雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から支給申請までに、特定受給資格者^(注)となる離職理由の被保険者が、雇入れ日における被保険者数の総数の6%を超えていないこと（特定受給資格者となる離職理由の被保険者数が3人以下の場合を除く。）。

注：倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた受給資格者のうち、離職区分が「解雇（1A）」または「事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職（3A）」とされる離職理由により離職した者として受給資格を決定された者。

過去に、本助成金の支給を受けた場合は、最後に支給決定された日の翌日から起算して1年を経過した後、新たに対象労働者を雇い入れた事業主であること。

労働者の離職、雇入れ、賃金の支払等の状況を明らかにする書類を整備していること。

介護労働者雇用管理責任者とは…

介護労働者雇用管理責任者は、介護労働者の雇用管理の改善への取り組み、介護労働者からの相談への対応、その他介護労働者の雇用管理の改善等に関する事項の管理業務を担当する方です。上記の取り組みにより、介護労働者にとって魅力ある職場づくりのお手伝いをしていただく役割を担います。事業所ごとに介護労働者雇用管理責任者を選任し、氏名の掲示等により従業員の方に周知し、活用してください。

不支給となる場合

以下の項目に当てはまる場合は受給できません。

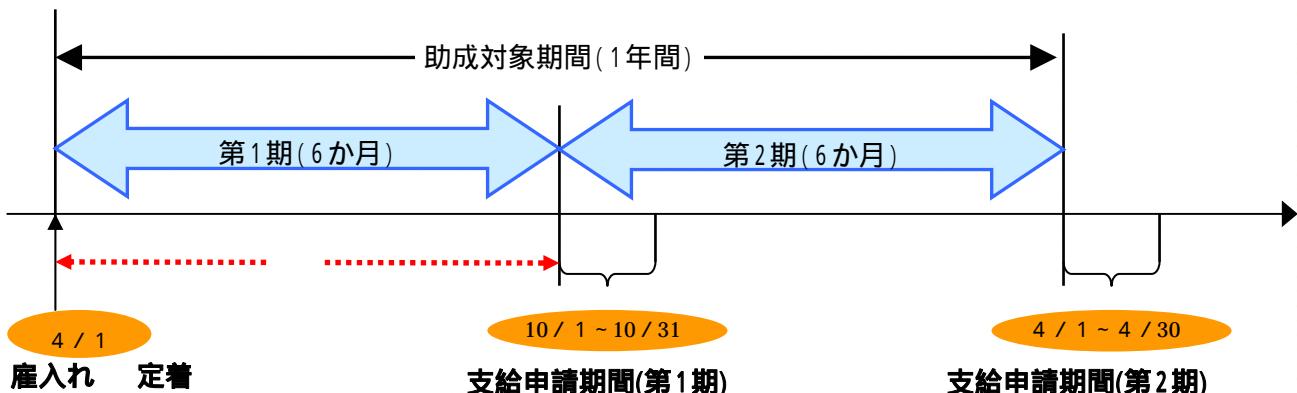
- 雇入れ日の前日から過去1年間に、事業主において雇用していた労働者を雇い入れた場合。
- 資本的・経済的・組織的に密接な関連性のある事業主が過去1年間に対象労働者を雇用していた場合。
- 支給対象期における対象労働者の賃金を、支給申請を行うまでに支払い終えていない場合。
- 職業紹介、労働者の募集の時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについて申出があった場合。
- 雇入れに係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納している場合。
- 偽りその他の不正行為により本来受けることの出来ない助成金等を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる不支給措置が執られている場合。
- 労働関係法令の違反を行っていることにより助成金を支給することが適当でないと認められる場合。

ご注意！

上記に記載がある以外にも、助成金受給のための要件がございます。ご不明な点等については、管轄の都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。

<助成金受給の流れ>

(例) 対象労働者を4月1日に雇い入れた場合



2人目以降の未経験者は、最初の未経験者の第1期支給対象期が満了するまでに雇い入れた場合に対象となります。

介護関係業務の未経験者を雇い入れます。(ただし、助成対象となる労働者の上限にご注意。)

雇入れ日から6ヶ月を満了した日の翌日から起算して1か月の間に、都道府県労働局に対して助成金支給申請を行います。

提出された支給申請書の内容や添付書類等について、支給要件に照らして審査し、適正であると認められるときは、助成金の支給を決定し、助成金が支給されます(第1期)。

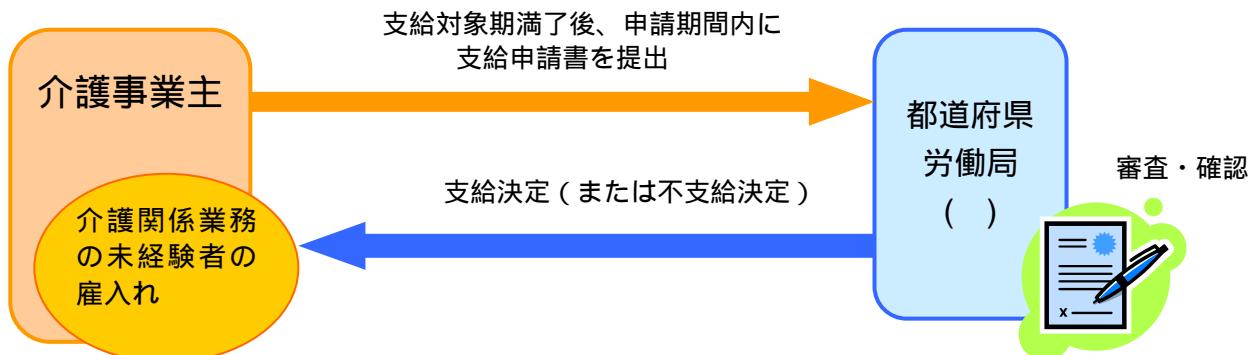
第1期満了後も継続して6ヶ月定着した場合で、第2期の支給を受けようとする時は、同様に支給申請を行ってください。
第1期の支給申請をしていなくても、第2期の支給申請ができます。その場合、第1期については受給できません。

支給申請期間内に特段の理由なく申請を行わなかった場合、原則として支給を受けることができません。

対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合は、原則として支給を受けることはできません。

ここでは雇入れ日を起算日としていますが、賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日が助成対象期間の起算日となります。賃金締切日に雇い入れた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れた場合は雇入れ日が起算日となります。詳しくは都道府県労働局にご相談ください。

手続きの流れ



()支給申請書等は、申請事業主の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出してください。
最寄りの公共職業安定所に提出できる場合がありますので、詳細は都道府県労働局にお問い合わせください。

<助成金の対象となる介護関係業務>

介護保険法の規定によるサービス

都道府県が指定・監督を行うサービス

介護給付を行うサービス

居宅サービス

<訪問サービス>

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・老人訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導

<通所サービス>

- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション

<短期入所サービス>

- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護

<その他の居宅サービス>

- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売

施設サービス

- ・介護福祉施設サービス
- ・介護保健施設サービス
- ・介護療養施設サービス

居宅介護支援

- ・居宅介護支援

予防給付を行うサービス

介護予防サービス

<訪問サービス>

- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導

<その他の介護予防サービス>

- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売

<通所サービス>

- ・介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション

<短期入所サービス>

- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護

市町村が指定・監督を行うサービス

介護給付を行うサービス

地域密着型サービス

- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

予防給付を行うサービス

地域密着型介護予防サービス

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防支援

- ・介護予防支援

その他の介護サービス

・障害福祉サービス

- ・地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練
- ・知的障害児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・知的障害児通園施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・盲ろうあ児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・肢体不自由児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・重症心身障害児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話
- ・特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売以外の介護福祉用具の販売
- ・その他、厚生労働大臣が定める福祉サービス又は保健医療サービス

身体障害者更生援護施設(平成18年10月1日改正前の身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設に限る。)、知的障害者援護施設(平成18年10月1日改正前の知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に限る。)については、「平成18年厚生労働省令169号第25条」により、平成23年度末までの経過措置が終了するまでは適用されることが定められています。

<ご注意>

この助成金は、労働者を雇い入れた場合にただちに支給されるものではありません。支給対象期満了後、支給申請を行い、支給決定を受けた場合に支給されるものです。支給申請書等の内容によっては審査には時間がかかることがあります、あらかじめご了承ください。

また、助成金の支給は口座振り込みで行います。支給決定を通知してから、申請のあった口座に支給されるまでに期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

支給申請書等の記載事項を確認するため、必要に応じて書類の提出又は提示を求めることがありますので、ご協力を願います。なお、これらの確認に協力が得られず、支給要件に照らして支給申請書等の内容に疑義があると認められるときは、助成金を支給できないことがあります。

同一の事由により、求職活動等支援給付金(雇用保険法施行規則第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。)、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、若年者等正規雇用化特別奨励金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、中小企業労働時間適正化促進助成金、試行雇用奨励金又は地方公共団体等の助成金等の支給を受けた場合には、助成金は支給されません。

雇用保険二事業で実施する助成金制度の適正な運営を図るため、支給申請の際、職業安定機関に対して照会を行い、不支給要件などの内容を確認します。

・労働保険料の滞納

申請日において、労働保険料を2年を超えて滞納している事業主については助成金を受給できません。

・給付金の不正受給

申請する日から遡って3年以内に、偽りその他の不正行為により、雇用保険二事業に係る各種給付金を受け、または受けようとした事業主については助成金を受給できません。

不正受給は犯罪です。偽りその他の不正行為により支給を受け、または受けようとした場合は、支給決定の取消しまたは支給金額の全額の返還（年5%の利息を加算）を求めます。また、その後一定期間、雇用保険法に基づくその他の助成金を受給できなくなります。特に悪質なケースは、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。

本助成金の支給制度は、行政不服審査法上の不服申立ての対象たる处分性を有しておらず、支給要件に合致して初めて支給するものであるため、不支給又は支給の取消がなされた場合でも、同法に基づく不服申立て、審査請求を行うことはできません。

この助成金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主については、国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力を願いいたします。関係書類については、5年間整理保存しておいてください。

助成金申請のご相談は、最寄りの
都道府県労働局（職業安定部）へ！！

助成金の受給に当たっては、このリーフレットに記載があるほかにも、各種要件があります。制度の詳細、申請に当たってご不明な点等については、最寄りの都道府県労働局の職業安定部へお問い合わせください。

